

平成29年（行ク）第263号

（本案事件：平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定
取消請求事件）

申立人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

相手方 国

主張書面（6）

2019（平成31）年3月25日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

申立人訴訟代理人

弁護士 近 藤 卓 史

同 二 関 辰 郎

同 牧 田 潤 一 朗

同 秋 山 淳

同 神 谷 延 治

同 加 賀 山 瞭

同 小 野 高 広

(インカメラ手続の実施について)

- 1 相手方は、文書提出命令申立てに対する意見書(7)(以下、意見書(7)という)3(2)「インカメラ手続の実施について」において、「本件においては、米国政府が、日米両政府間の内部調整に萎縮効果を及ぼすことを防ぎ、在日米軍の安定的な駐留を維持するためなどの理由から、日本の司法システムに対する信頼と敬意を前提としても、インカメラ手続の実施には強く反対する旨の意思を示しており(乙第33号証)、裁判所が本件各対象文書を確認することにも反対しているのであるから、インカメラ手続は実施されるべきではない。」と主張している。
- 2 相手方が引用する乙33は、形式として、「チャールズ・E・ウィーディー・JR.、米空軍大佐 民間裁判管轄権分科委員会 米側共同議長」なる、いかなる地位、権限を有しているのか全く不明の人物(本件訴訟において従前名前が出たこともない)が作成したとされるものであり(なお、末尾の「何か質問がありましたら、ソネンバーク氏まで連絡願います。」との記載から、作成の真の主体自体にも疑問がある)、表題に「貝原日米地位協定室長宛」とあるとおり、貝原室長の依頼により作成されたものと推測されるが、どのような依頼をして作成されたものかも不明な全くの内部的な文書である。

そして、その内容であるが、1に「米国は、両国政府の同意なく、インカメラ審査を許可することは、1960年の第一回日米合同委員会における合意に反することになり、第三国、本件においては米国政府との信頼関係が損なわれることになるため、そのような申請を日本政府が拒否することを強く求めます。さらに、インカメラ審査のために裁判所に公開することは、その後文書を公表することにつながる可能性を踏まえれば、米国との交渉に影響を及ぼしかねません。」とある。

まず、インカメラ審査の対象となっている本件各対象文書は、①「(平成27年)6月25日 外務省日米地位協定室事務官岡田悠季が、ナサンN. フロス

ト日米合同委員会事務局長に対し、本件文書2の開示請求があったこと、別件訴訟において国が本件文書2と同内容の文書を証拠提出していることを説明し、日米合同委員会の議事録の開示に同意しないとの米国の立場に変更はないかを尋ねるメール」、②「(平成27年6)月26日から30日 岡田事務官及びフロスト事務局長との間」でやり取りされた、「本件文書2の開示について意見及び情報の交換」を内容とする「メール」、③「(平成27年6)月30日 フロスト事務局長から岡田事務官に対し」送信された、「本件文書2の開示に同意しない旨の米国の立場が示された」内容の「メール」である。

そして、1960年の第1回日米合同委員会における合意とは、「合同委員会の公式な議事録は両政府に関する正式な文書とみなされ、双方の同意がない限り公表されない」(甲8)というものであり、本件各対象文書は議事録ではないことはもちろんのこと、日米合同委員会の意見交換や協議内容が記録されたものともいえない文書である。

しかも、インカメラ審査をすることは「公表する」こととは全く異なるものである。

したがって本件各対象文書をインカメラ審査することが、「1960年の第1回日米合同委員会における合意に反する」などということは全くない。

また、「インカメラ審査のために裁判所に公開することは、その後文書を公表することにつながる可能性を踏まえれば、米国との交渉に被害を及ぼしかねません」とあるが、インカメラ審査のみで文書が公表される可能性は全くない。インカメラ審査を経て文書提出命令が発せられ、それに相手方が従った場合には、「公表することにつながる可能性」があろうが、それは文書提出命令の効果であり、インカメラ審査自体を拒否する理由にならないことはあまりに明らかである。

- 3 このような明らかに誤った意見を前提に、結論として、「もし、インカメラ審査を含め、対外的に明らかになれば、率直な意見交換、または意思決定の中立

性が不当に損なわれるリスクをもたらすでしょう。こうしたことを踏まえ、米国は、いかなる組織や個人であっても、日米合同委員会の枠組みにおける米国政府と外務省を含む日本政府間のあらゆるコミュニケーションを審査することに強く反対します。」との意見は、単に日本の民事訴訟法上認められているインカメラ手続自体を認めない（認めたくない）という意見にすぎない。

相手方としては、さすがに正面からインカメラ手続自体を認めないと主張することはできないため、その代わりに、乙 3 3 なる内部的な文書を提出し、これに藉口して、インカメラ手続を認めない（認めたくない）と主張しているものであって、このような主張は許されるべきではない。

相手方においては、本主張書面 1 で指摘した意見書（7）3（2）の主張部分は、撤回すべきである。

以 上